

(5)

冬の堀切菖蒲園 和と光のおもてなし

冬の堀切菖蒲園をライトアップします。和傘を差しながらの園内散策や菖蒲園の歴史などの紹介、園内での琴鑑賞などを楽しめます。

【担当課】 観光課

【日時】 2月13日(土)・14日(日)
 午後5時から・6時から・7時から
 (各回45分・入れ替え制)

【会場】 堀切菖蒲園(堀切2-19-1)

【定員】 各回100人
 未就学児は保護者1人につき1人まで。

【申込方法】 ハガキかメールに「堀切菖蒲園おもてなしイベント」・希望日時(第2希望まで)・参加人数(4人まで。未就学児を除く)、代表者の住所・氏名(フリガナ)・電話番号を書いて、1月22日(金)(消印有効)まで(多数抽選)。

【申し込み・問い合わせ】
 〒111-0055台東区三筋2-3-5 関口第2ビル2階
 (株)KITABA東京事務所内
 「冬の堀切菖蒲園 和と光のおもてなし」実行委員会事務局
 ☐horikiri.omotenashi@gmail.com
 ☎03-6456-1033(午前10時～午後6時/土・日曜日、祝日を除く)



チャレンジしませんか!介護のしごと 生活介護員養成研修

4日間の研修で生活支援サービスの基本を学び、介護サービス事業所で働くことをめざします。

研修を修了した方は「生活介護員」の資格が取得でき、生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)を提供する事業所で働くことができる他、東京都が行う研修を受講する際に、研修時間の一部が免除される場合があります。

来年度にフォローアップ研修も実施します。

【日時】 1月25日(月)～28日(木)午前9時～午後5時

【会場】 ウィメンズパル(立石5-27-1)

【対象】 18歳以上で、介護サービス事業所への就業を希望・検討している方、または通所型住民主体サービスを運営している方(予定を含む)20人程度

【研修内容】

- ▶介護に関する基礎知識
- ▶介護における安全確保
- ▶認知症・障害の理解
- ▶介護におけるコミュニケーション
- ▶葛飾区の総合事業 など

【申込期間】 1月4日(月)～15日(金)

【申込方法】 電話かファクス(住所・氏名・生年月日・電話番号(ファクス番号)を記入)で(多数抽選)。

【申し込み】
 (一社)葛飾区介護サービス事業者協働組合
 ☎03-5654-9517(午前10時～午後4時/土・日曜日、祝日を除く)
 FAX03-5654-9518(1月15日(金)のみ午後4時まで)

【担当課】 高齢者支援課 ☎03-5654-8598

葛飾区観光写真コンクール入賞作品が決まりました

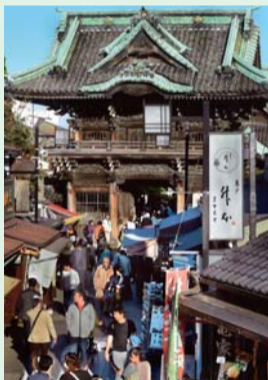
【問い合わせ】 (一社)葛飾区観光協会 ☎03-3650-9876 【担当課】 観光課
 受賞者(敬称略)

●(一社)葛飾区観光協会会長賞



「シャボン玉の有る駅前」
 齋藤力

●葛飾区長賞



「門前の賑わい」
 浦上景一

●葛飾区議会議長賞



「かつしかハーブ橋」
 笠井忠

●東京商工会議所葛飾支部会長賞

「楽しい水遊び」 樋口邦夫

●葛飾区商店街連合会会長賞

「四ツ木駅へキック」 樋口友規

●第36回葛飾区産業フェア実行委員長賞

「釣鐘堂の四季」 中村孝一

●全東京写真連盟会長賞

「春の一步」 湯浅茂雄

この他、10人の方が入賞しました。
 入賞作品はかつまるガイド (<http://www.katsushika-kanko.com/>) に掲載しています。

障害のある方へ

自動車改造・自動車運転免許取得 の費用を一部補助します

申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【申請・担当課】 障害福祉課(区役所2階201番)
 ☎03-5654-8301 FAX03-5698-1531

自動車改造費用の一部補助

自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置(ハンドル、アクセル、ブレーキなど)の一部を改造する際に費用の一部を補助します。本人(20歳未満の方は扶養義務者)の所得制限があります。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢または体幹に係る障害)をお持ちの方
- ▶区内に引き続き3カ月以上在住している方
- ▶自動車を改造した日から3カ月以内の方
- ▶他の同種の制度による補助を受けていない方

【補助限度額】 133,900円



自動車運転免許取得費用の一部補助

第一種普通自動車免許の取得のために、自動車教習所で教習を受けたときの費用の一部を補助します。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶身体障害者手帳1～3級(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)、または愛の手帳1～4度をお持ちの方
- ▶区内に引き続き3カ月以上在住している方
- ▶本人の前年(1～6月に申請する方は前々年)の所得税額が400,000円以下の方
- ▶自動車教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の方
- ▶他の同種の制度による補助を受けていない方

【補助限度額】

対象者本人の前年(1～6月に申請する方は前々年)の所得税額によって異なります。

- ▶非課税の方 164,800円
- ▶42,000円以下の方 144,200円
- ▶42,001～400,000円の方 123,600円

